農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(農業経営基盤強化促進法の 部改正)

第一 条 農業経営基盤強化促 進法 昭 和 五十五年法律第六十五号) の 一 部を次のように改正する。

「第四章 農業経

第一 節 農業

第二節 利用

第 款 農

目次中

「第四

章

農業経営基盤強化促進事業の実施等

(第十七条-

-第二十七条)」を

第二款 共

第三款 利

第三節 農用

第四節 委託

営基盤強化促進 事業の実施等

経営基盤強化促 進 事 業 の実施 (第十七条)

権の設定等の促進

用 地 利 用集積計画 (第十八条—第二十一条)

有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 の同 意手続の特例 (第二十一条の二―第二十一条の五)

用権設定等促進 事業の推進 (第二十二条)

地利用改善事業の実施の促進 (第二十三条—第二十六条)

を受けて行う農作業の実施の促進等(第二十七条)

改める。

第四条第一 項第一号中 「(耕作」の下に「(農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第

三号中「土地」の下に「(第一号に掲げる土地を除く。)」 を加える。

項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。

以下同じ。)」を加え、

同項第

第十七条の見出しを削り、 第七条第三号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」 第四章中同条の前に次の節名を付する。 を削る。

第一 節 農業経営基盤強化促 進事 業の実施

に

第十八条第二項第四号中「及びその支払の」を「並びにその支払の相手方及び」に、 「及び決済の」 を

並 びに決済の 相手方及び」 に改め、 同項第五号中 「 及 び」 を 「並びに」に改め、 「支払 (n) *(*) 下 12 相

款名を付する。

手方及び」

を加

え、

同条第三項第四号ただし書中

「五年」を「二十年」に改

め、

同条の

前

に次

 \mathcal{O}

節

名

及び

第二節 利用権の設定等の促進

第一款 農用地利用集積計画

第二十一条の次に次の一款及び款名を加える。

第二 款 共有者 不 -明農用: 地等に 【係る農用 用 地 利 用 集積計 画 \mathcal{O} 同 意 手 続 \mathcal{O} 特 例

(不確知共有者の探索の要請)

第二十一条の二 同意市 町 村の長は、 農用地利用集積計画 (存続期間が二十年を超えない賃借権又は 使用

貸借による権利 の設定を農地中間管 理機構が受けることを内容とするものに限る。 次条及び第二十一条

 \mathcal{O} 匹に お V) て同じ。 を定める場合において、第十八条第二項第二号に規定する土地のうちに、 同 · 条 第

三項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一 以上の共有持分を有する者を確知することが

不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができない できないもの (以下「共有者不明農用地等」という。) があるときは、 農業委員会に対し、 もの (以 下 「不確知共有者 当該共有者

」という。)の探索を行うよう要請することができる。

2 農業委員会は、 前項の規定による要請を受けた場合には、 相当な努力が払われたと認められるものと

して政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

(共有者不明農用地等に係る公示)

第二十一条の三 同意市 町 村 の農業委員会は、 前条第一 項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共

共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、 有者不明農用地等につい て二分の 以上の共有持分を有する者を確知することができないときは 同意市 当該

町 対の定めようとする農用地利用集積計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積
- 共有 者不 明農用地等について二分の一 以上の共有持分を有する者を確知することができな
- 三 共有者不明農用地等について、 農用地利用集積計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃

借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

匹 前号に規定する権利の 種類、 内容、 始期、 存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては

借賃: 並 びにその支払 \mathcal{O} 相手方及び方法

五.

不確知共有者は、 公示の日から起算して六月以内に、 農用地利用集積計画又は前二号に掲げる事項につい 農林水産省令で定めるところにより、 その権

て異議を述べることができる旨

原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、

六

用集積計 画について同 意をしたものとみなす旨

不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べ

なかつたときは、

当該不確知共有者は農用地利

(不確知共有者のみなし 同意)

第二十一条の四 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、 当該不確知

共有者は、 農用 地 利用集積計画について同意をしたものとみなす。

(情報提 供等)

第二十一条の五 農林水産大臣は、 共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、 地方公共団体そ

 \mathcal{O} 他 の関係機関と連携し、 第二十一条の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報の

インター ネットの 利用による提供その 他 \mathcal{O} 必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三款 利用権設定等促進事業の推進

第二十二条の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進

第二十六条の次に次の節名を付する。

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等

第二十七条の見出しを削る。

(農地法の一部改正)

第二条 農地 法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四十四条」を「第四十二条」に、 「第四十五条」を 「第四十三条」 に改める。

第三条第一 項第四号中 「第四十三条」を 「第四十一条」 に改める。

第七条第三項ただし書、 第十条第三項第二号並びに第三十二条第二項及び第三項中「過失がなくて」を

相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお」 に改める。

第三十五条第一項中 「第四十三条第一項」を 「第四十一条第一項」 に改める。

第三十九条第二項第 五号中 「支払 \mathcal{O} 0 下に 「相手方及び」を加え、 同条第三項中 「五年」を

」に改める。

第四十一条及び第四十二条を削る。

第四十三条第二項中 「借賃」 とあるのは 「補償金」 を「借賃の支払の相手方及び」とあるのは 「補償金

の支払の」に改め、同条を第四十一条とする。

第四 十四四 条第三項第二号中 「過失がなくて」を 「相当な努力が 払わ れたと認められるものとして政令で

定める方法により探索を行つてもなお」に改め、 同条を第四十二条とする。

第五章中第四十五条の前に次の見出し及び二条を加える。

(農作物栽培高度化施設に関する特例)

第四十三条 農林 :水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培 高 度化施設の 底 面 とす

るために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施 設 の用に

供される当該農地については、 するものとみなして、 この 法律 当該農作物栽培高度化施設において行わ \mathcal{O} 規定を適用する。 この 場合に お いて、 必 れる農作物 要な読替えその の栽培を耕作に該 他 当該農: 地 に

対するこの 法 律 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に関 L 必 要 な事 項 は、 政 令で定 め る。

2

前

項

 \mathcal{O}

「農作物

栽

高

とは、

農作

物

 \mathcal{O}

栽

 \bigcirc

用

に供する施設であつて農作物

0

 \mathcal{O}

効率

化又は高度化を図るための 培 度化施設」 もののうち周辺 の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない 培 栽 培 ŧ 0 ع

て農林水 産 省令で定めるもの をいう。

第四 干 四条 農業委員 (会は、 前条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出 に係る同条第二項に規定する農作物 栽 培 高 度化

施 設 (以 下 「農作 物 栽 培 高 度化 施 設」 という。 に お *(*) て 農作 物 \mathcal{O} 栽 培 が 行 わ れ 7 7 な 1 場 合 に は 当

該農作 物栽 培高 度化: 施 設 \mathcal{O} 用 に供される土地の所有者等に対 し、 相 当 O期 限を定めて、 農作物栽培高度

化施設に お いて農作 物 の栽培を行うべきことを勧告することができる。

第五 十一条第三項第二号中 「過失がなくて」を 「相当な努力が が払わり れたと認められるものとして政令で

定める方法によ ŋ 、探索を行つてもな お に改める。

第五十二条の二第一 項第三号及び第五十三条第 項中 「第四十三条第二項」 を 「第四十一条第二項」 に

改める。

第五十五条第一項第三号中「第四十三条第二項」を 「第四十一条第二項」 に改め、 同条第二項中 「第四

十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「第十八号及び第十九号」を「第十六号、第十七号、

第二十号及び第二十一号」に

改め、 同条第二項中「第十六号から第十八号」を「第十八号から第二十号」に改める。

「第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、

同項第十五号中「

第六十三条第一項第十四号中

第四十四条」を 「第四十二条」 に改め、 同項中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを

一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

第四十三条第一項の規定により市町村 (指定市町村に限る。)が処理することとされている事務

(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもの

で覆う行為に係るものを除く。)

十七 第四十 应 条の規定により市 町村が処理することとされている事務

第六十三条第二項に次の一号を加える。

五 第四 十三条第 一項の規定により市町村 (指定市町村を除く。) が処理することとされている事務

同 \mathcal{O} 事 業の 目 的 に供 するため 匝 ヘク ター ル を超える農地をコ ンクリー トその他これに類するもので

覆う行為に係るものを除く。)

第六十六条中 「第四 十四 条第一項」 を「第四十二条第一項」 に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第三条 農業振 興 地 域 \mathcal{O} 整備に 関する法律 (昭 和四 十四年法律第五十八号) の一部を次のように改正する。

第十五条の二 第一 項中第七号を第十一号とし、 第四 号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、 第三号の 兀

を第七号とし、 第三号の三を第六号とし、 第三号の二を第五号とし、 第三号の 次に・ 次 の <u>ー</u> 号を加え える。

兀 農 地 法第二条第 一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に 係る同条第二項に

規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為

第十二 五条 の二第六項中 「規定する農地」 の 下 に (同法第四十三条第一項 の規定により農作物 の栽 培を

耕作 に .該当するものとみなして適用する同法第二条第一 項に規定する農地を含む。 第十七条に お 1 て同じ

)」を加える。

0

附則

(施行期日)

第 一条 この 法 はは、 公 布 0 日 から起算して六月を超えない 範囲内 にお いて政令で定める日 から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第三条 政府 は、 この法律 \mathcal{O} 施行後五年を目途として、 この法律による改正 後 の農業経営基盤強化 促 進法、

農地 法及び農業振興 地 域 \mathcal{O} 整備 に関する法律 の規定の 施行 の状況等を勘案し、 必要があると認めるときは

これらの規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) *の* 部を次のように改正 する。

別表第 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) の項第十四号中 「第四十三条第一 項 を 「第四

干

条第一項」に改め、 同項第十五号中 「第四十四条」 を「第四十二条」に改め、 同項中第十九号を第二十

号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、 第十五号の次に次の二号を加える。

第四 十三条第 項 \mathcal{O} 規定により 市 町 村 (指定市町 村 に限 る。 が 処 理することとされてい る事 務

(同一の事 業の目が 的 に供するため 四へクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもの

で覆う行為に係るものを除く。)

十七 第四十四条の規定により市 町村が処理することとされている事務

別表第二農地 法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号)の項に次の 号を加える。

項の が処理することとされてい

五.

第四

十三条第

規定により

市

町

村

(指定市)

町 村

を除く。

同 の事 業の 目的 に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリー トその他これに類するもので

覆う行為に係るものを除く。)

(農業協同 組 合法の一 部改正)

第五 条 農業協同 同 [組合法 昭昭 和二十二年法律第百三十二号) の 一 部を次のように改正する。

第十条第三項中 「の各号」を削 り、 同 項第 一号中 「規定する農地」 の 下 に 「(同法第四十三条第 項の

、る事務

規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含

む。)」 を加 える。

主 地改 良法 \mathcal{O} 部 改 更

第二条第一項中

耕

作

の 下 に

(農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)

第四十三条第

項の規

第六条 土地 改 良 法 (昭 和二十 四年法律 第百九十五号) の 一 部を次のように改正する。

定により耕作に 該当するものとみなされる農作物 0 栽培を含む。 以下同じ。)」 を加える。

第六十五条中 (昭 和二十七年法 1律第二 百二十九号)」 を削 る。

農 林 水 産 業施 設災害 復 旧 事 業 費 玉 庫 補 助 \mathcal{O} 暫 |定措| 置 に 関すり る法 律 \mathcal{O} 部 改正

第七 条 農 林 水 産 上業施 設 災害 復 事業 費 国 庫 補 助 \mathcal{O} 暫定 措置 に 関す うる法律 (昭 和二十五年法律第百六十九号

0) 部を次 \mathcal{O} ように改正する。

第二条第一 項中 耕 作 \mathcal{O} 下に (農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 項 \mathcal{O} 規

定に により 耕 作 に 該当するも のとみなされる農作物 の栽培を含む。)」 を加え、 「左に」を「次に」 に改め

同 項第 号を次のように改 らめる。

か んが 1 排 水 施 設

採 石 法 \mathcal{O} 部 改 正

第 八条 採 石 法 韶 和二十五 年 法 律第二 百 九 + 号) 0 部 を 次 0 ように 改 正 一する。

第十条第一 項 中 左 に を 「次に」 に改め、 同 項 第 号 中 カッ ん がい VV 排 水 施設」 っか んが 7 排 水施

を

設

に 改 め、 同項第二号中 「規定する農地」 の下 に (同 法第四 十三条第 項 の規定に より 農作物 \mathcal{O} 栽 培 を

耕 作 に 該当するものとみなして適 用する同法第二条第 項に 規定する農地 を含む。 _ を加え、 同 項 第三

号中 「行なう」 を 「行う」に、 附 随 して」 を 付付 随 て に改 のめる。

食農 業委員会等 に関する法 律 \mathcal{O} 部 改 É

第九 条 農業委員 会等 に関す る 法律 昭昭 和 十六年法律第八十八号) 0 __ 部を次のように改正する。

第二条第二項 中 農 地 面 積」 を 農 地 耕 作 (農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第 四 十三条

第 項 \mathcal{O} 規 定に より 耕 作に該当するものとみなされる農作物 \mathcal{O} 栽培を含む。 以下同じ。 \mathcal{O} 目的 に 供 され

る土 地 を 1 う。 以下 同 Ü \mathcal{O} 面 積 (以 下 一農地 面 積」 という。)」 に改め、 耕 作 \mathcal{O} 目 的 に供され . る

土 地 を 1 う。 以下同じ。 を削 る。

第六条第一項第一号中 「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」 を削る。

(入会林野等に係る) 権 利関 係 の近代化 \mathcal{O} 助 長に関する法律 \mathcal{O} 部 改 正

第十条 入会林 野 お等に係る る権 利 関 係 \mathcal{O} 近 代 化 \mathcal{O} 助 長 に関す する法 律 (昭 和 兀 十一 年法律第百二十六号) 0) 部

を次のように改正する。

第五 条第三項 中 「添附して」を「添付して」に改め、 同項ただし書中 「添附する」を「添付する」 に改

め、 同 項第五日 号中 「規定する農地」 の 下 に 「(同法第四十三条第一 項の規定により農作 物 \mathcal{O} 栽培を耕 作に

該当するものとみなして適用する同法第二条第一 項に 規定する農地を含む。)」 を加える。

特 定農 地 貸付 け に関する農 地 法等 \mathcal{O} 特 例 に関 す る法 律 \mathcal{O} 部 改正

第十一条 特定農 地貸付け に関する農地 法等の特例 に関する法律 (平成元年法律第五十八号) の一部を次の

ように改正する。

第二条第一 項中 「耕作」 の下に (農地法第四十三条第 一項の規定により耕作に該当するものとみなさ

れる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加える。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第十二条 市民農園整備促進法 (平成二年法律第四十四号) の一部を次のように改正する。

第二条第一 項中 「耕作」 \mathcal{O} 下に (農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 項の規

定により 耕 作 に 該当するも のとみなされ る農作物 \mathcal{O} 栽培を含む。 以下同じ。)」 を加える。

第十一条第二 |項中 (昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削 る。

山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備

の促進に関する法律の一部改正)

第七十二号) (T) 部を次のように改正する。

第十三条

特定農

Щ

村村

地域に

おける農林業等の活性化

のための基盤整備

の促進に関する法律

(平成

五年法

律

(特定農

第二条第二項 第 号 中 「耕作 \bigcirc を 「耕 作 (農 地 法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四 十三条第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 の栽培を含む。 以下同じ。) *(*) に改め、 同項

第四号中 「適当な土地」の下に _ (第一号に掲げる土地を除く。)」 を加い たえる。

第八条第三項第三号中 「すべて」を「全て」に改め、 同項第五号イ中 (昭和二十七年法律第二百二十

九号)」を削 る。

(優良田 園 住宅 $\overline{\mathcal{O}}$ 建設 の促進に関する法律の 部 改正

第十四条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 (平成十年法律第四十一号) *Ø*) 部を次のように改正 す

る。

第四 1条第 五. 項中 耕 作 \mathcal{O} 下に _ (農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 項の規

定により耕作に該当するものとみなされる農作物 0 栽培を含む。)」 を加える。

第五条中 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 」 を削る。

南

海

トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

。 の 一

部改正

第十五 条 南海 1 - ラフ 地 震に係る地震防災 対策 の推 進に 関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号)

部 記を次 0 ように改正する。

第十一 五条中 (耕作」の下に 「(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる

農作物 の栽培を含む。 以下この条において同じ。)」 を加える。

(独 立 立行 政法: 人農業者年金基金法の 部改正

第十六条 独立 行政 法 人農業者年金基金法 (平成十四 年法律第百二十七号) (T) __ 部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中 「規定する農地」 の下に \neg (同法第四十三条第 項の規定により農作物 の栽

()

培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」 を加え、 「す

ベて」 を 「全て」に改め、 同 項第二号中 「すべて」を「全て」 に改める。

附則 第六条第 項第二号中 農 地 等 の 下 に 「農地及び」 を加 え、 「農 地 及び」 を削 り、 耕 作 \mathcal{O}

下に (農地 法第四十三条第一 項の 規定により耕 作に該当するものとみなされる農作物 \mathcal{O} 栽培を含む。

を加え、 同条第二項中 「規定する農地」 の 下 に (同法第四十三条第一項の規定により農作物 の栽培を

耕作 :に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。) _ を加える。

(景観法の一部改正)

第十 七 条 景 観 法 (平成 十六 年 法 律第百十号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

第五 十七条第 一項中 「規定する農地」 の 下 に 「(同法第四十三条第一項 0 規定により農作物の栽培を耕

作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」 を加える。

(地域再生法の一部改正)

第十八 条 地 域 再 生法 平 -成十七 年法律第二十四号) (T) 部を次のように改正 一する。

第十七条 Ď + -七第 五項中 耕 作 の下に (農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条

第一 項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。 以下この項において同じ。)

を 加え、 「農 地法 昭 和二十七年法律第二百二十九号)」 を 同 法 に改 かる。

農 Щ 漁 村 \mathcal{O} 活 性化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 定住等 及び 地 域 間 交流 \mathcal{O} 促進に関 関 す る法 律 0) 部 改正

第十九条 農山 漁 が村の活 性 化 \mathcal{O} ため の定住等及び 地 域 間交流 の促進に関する法律 (平成十九年法律第四

号) の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中 「耕作の」 を 「耕作 (農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 ょ り耕作に該当するも のとみなされる農作物 の栽培を含む。 以下同じ。 <u>)</u> に改める。

第七 条 第三項第二号中 「すべて」を 「全て」に改 め、 同項第五号イ中 (昭和二十七 年 法 .律第二百二十

九号)」を削る。

(地域資源を活用 だした農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

の一部改正)

第二十条 地 域 資 『源を活 用 L た農林漁業者等による新 事 業 \mathcal{O} 創 出等 及び地域 域 の農林水産物 \mathcal{O} 利用促進に関 す

る法律 (平成二十二年法律第六十七号) 0) 部を次のように改正する。

第五条第七項中 _ (耕作」の下に 「(農地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第一項の

規定により耕作 に該当するものとみなされる農作物 \mathcal{O} 栽培を含む。 以下この項にお いて同 ľ を 加え

同 項 \bigcirc を 「第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ に、 一農 地 法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号)」 を 同同 法 に改 \emptyset

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第二十一条 東日・ 本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第六項中 「耕作」 の 下 に (農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

定に により 耕作に該当するものとみなされる農作物 の栽培を含む。 第二十四条第一 項 第 一 号にお 7 て 同

)」を加える。

第二十四条第一項第一号中 「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」 を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二十二条 大規模災害か らの復興に関する法律 (平成二十五年法律第五十五号) の一部を次のように改正

する。

第十三条第 項中 「耕作」 の 下 に (農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 項の

規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 の栽培を含む。) _ を加え、 同条第四項第四号中

昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

林 漁業 0 健 全な発展と調 和 のとれ た再生可 能 エネルギー 電 気 0 発電 の促 進に関する法律 \mathcal{O} 部 改 正

第二十三条 農林漁業 \mathcal{O} 健全な発展と調 和のとれた再生可能エネルギ Ì 電気の発電 の促進 に関する法律 平

成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中

(耕作」の下に

(農地法

(昭

和二十七年法律第二百二十九号)

第四十三条第

項 \hat{O} 対規定に より耕作に該当するものとみなされる農作物 の栽培を含む。 以下この号及び次号にお **\ て同

し。)」を加える。

第七条第四項第一号中 「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第二十四条 農地中間管理事 業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百 - 号) の一部を次のように改正

する。

第二条第 項中 _ (耕作」 の 下 に (農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第

項の

三号中 規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 土 地 の 下 に (第一号に掲げる土地を除く。 の栽培を含む。 を加 え、 以下同じ。)」 同 条 第五 項第三号中 を加え、 同条第二項第 昭 和二十七

年法 律第二百二十九号) 第四 十三条 第 項」 を 「第四 + 条 第 項 に改 め る。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十五条 国家戦 略 特別 区域法 (平成二十五年法律第百七号) の 一 部を次のように改正する。

第十八条第 項 中 「農地又は」 を 「農地 (同法第四十三条第一 項の規定に より農作 物 0) 栽培を耕作に 該

当するものとみなして適用する同 法第二条第 項に規定する農地を含む。) 又は」 に改 め 同 項第三号中

耕 作 の 下 に (同 法第四 十三条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 耕 作 に該当するもの とみなされ る農作物 \mathcal{O} 栽 培を

含む。次項第二号及び第六項において同じ。)」を加える。

(民法の一 部を改正する法律の施行 に伴う関係法律 の整備等に関する法律 \mathcal{O} 一部改正)

第二十六条 民法 ∅– 部を改正する法 律 \mathcal{O} 施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 (平成二十九年法律第

四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百五十三条のうち農 地法第四十三条第七項 の改正規定中 「第四十三条第七項」 を 「第四十 条第七

項」に改める。

(都市農地の貸借の円滑化に関する法律の一部改正)

第二十七条 都市 農地 \mathcal{O} 貸借 \mathcal{O})円滑: 化に 関する法 律 (平成三十年法律第 号) の — 部を次のように改正

する。

第二条第一項中「耕作」の下に「 (農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第 一項の規

定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。 以下同じ。)」を加える。

第四条第三項中 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 」 を削り、 「 第 一 号から」 を 「同号から」 に改

める。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れ た農業者年金基金法 ... つ 部を改正する法律 (平成十三年法律第三十九号) 附則第八条第 項の 規 定によ

りなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法 (昭和四十五年法律第七十八

号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作」 を 農地等 (農地法第

二条第一 項に規定する農地 (同法第四十三条第一 項の 規定により 農作 物 \bigcirc 栽培を耕作に該当するも のとみ

なして適用する同 法第二条第 項に規定する農地を含む。) 及び採草放牧 地 をいう。 以下同じ。) につき

所有権力 又は 使 用 収益 権 に基づい 7 耕 作 (同法第四十三条第一 項の 規定により 耕作に該当するものとみなさ

れる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」に改める。